消冷の動き



平成15年 春季全国火災予防運動の実施 第7回防災まちづくり大賞表彰式 平成15年度消防庁広報テーマ

平成15年3月号384

消防庁

目 次

消防の動き

巻 頭 言

3 実戦訓練

特 \$

4 特集1

平成15年春季全国火災予防運動の実施

特集2

第7回防災まちづくり大賞表彰式

今 特集3

平成15年度消防庁広報テーマ

雑学キーワード

11 ボランティアのおこり

トピックス

- 12 第11回全国救急隊員シンポジウム
- 13 文化財を火災から守ろう!!
- 14 「防災とボランティア週間」における関連行事の実施結果
- 15 全国消防防災主管課長会議の開催結果
- 16 平成14年度「消防団地域活動表彰式・全国消防団員意見発表会」の開催
- 17 日本消防協会定例表彰式
- 17 消防大学校における災害時消防活動支援訓練

レポート

- 18 「防火管理者の育成強化のあり方について (報告書)の概要
- 20 自主防災組織の手引(改訂版)の作成・配布
- 22 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果

消防通信~北から南から

23 千葉県 船橋市消防局 「中核市・船橋誕生」

消防通信~望楼

24 都内唯一の国宝建造物で消防演習を実施/海上保安部と合同訓練実施/ わが町の消防団/女性消防団員12名誕生

コラム2003

25 消防職員委員会



表 紙 防災訓練で地域住民に水消火 器による消火訓練を指導する 宇都宮市消防団

広報資料(4月分)

- 26 特例認定の申請手続
- 27 旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進
- 28 林野火災に対する警戒の強化
- 29 地震に対する日常の備え

インフォメーション

- 30 独立行政法人消防研究所一般公開 東京大学大学院に消防防災科学技術 寄付講座の設置
- 31 1月の主な通知 消防庁人事 広報テーマ(3・4月分)

実戦訓練



消防大学校校長 今井 康容

「2003年3月 日午後 時マグニチュード8.0の地震が発生しました。地方公共団体の長としてのあなたは震災発生直後の10分間どのように行動し、部下職員にどのような指示をしますか。」

東海地域に激甚な被害をもたらすと予想される東海地震は、1854年の安政東海地震以来相当な歪みが蓄積されており、いつ大地震が発生してもおかしくないといわれています。東南海、南海地震についても直近の大地震以来既に50年強経過し、今世紀前半での発生が懸念されています。一方で一昨年9月に発生した米国における同時多発テロや我が国でも地下鉄サリン事件など予想し難い事件が発生しています。

このような状況であればある程今一度危機管理体制について原点に立ち返って見直しをし、その強 化を図らなければなりません。

その観点は二つあり、ひとつは地域における防災力の強化であり、二つは消防防災の対応力の強化です。

教育、研修という観点からみると、前者は地域住民に防災に関する知識や実戦能力を高めて頂くことにより地域全体の防災に関する力を強化することだと思います。後者は災害発生時に中心となり対応しなければならない組織の実戦能力を高めることだと思います。

特に後者は大規模地震発生時に対策本部を設置し対応しなければならない地方公共団体の首長に対する訓練と、現場で直接救援活動を指揮しなければならない実務担当幹部に対する訓練とは自ずと異なる対応が必要です。

冒頭の問いかけは地方公共団体の首長に対する訓練内容の一部を掲げたものです。

大規模地震発災後しばらくの間は情報が不足します。首長はそのような中で地域の被災状況を的確に予測し、かつ、必要な意志決定をしなければなりません。状況予測能力と意志決定能力を高めるための実戦的な訓練が必要となります。

消防大学校では来年度危機管理セミナーを開催し実戦的な訓練を行うこととしています。首長には 冒頭の発災後10分間の対応とともに、その後の10分から30分後まで、30分から 1 時間後までなど、それぞれの時間帯に如何なる対応をなすべきかを考えて頂き、そして参加者全員で建設的な議論をお願いしたいと思っています。いわゆる状況創出型の訓練を行いたいと考えています。

一方、実務担当幹部には図面上で具体的な空間イメージを描きながら、道路通行不能箇所、避難所等応急対策活動の展開状況を随時設定し、その状況下でとるべき対応方針や具体的行動について図面上で訓練して頂きます。いわゆる図上訓練です。

このような訓練を通じた消防防災の実戦的な対応力の強化と、地域住民の防災知識や実戦能力の向上により、地域全体の防災に関する力をさらに高めていきたいと考えています。

全国の消防学校と連携しながら、また多くの関係者の御支援御協力を得ながら力強く前進させてい きたいものです。

特 集 1

平成15年春季全国火災予防運動 の実施

予 防 課

全国では、毎年6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっています。火災の原因の大半は、ヒューマンエラーなどによる失火であることから、火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、火災を起こさないよう日常の生活において防火を実践していくことが大切です。

消防庁では、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季に、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として3月1日(土)から7日(金)までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。



平成15年春季全国火災予防運動ポスター

今回の運動では、『消す心 置いてください 火のそばに』を統一標語に掲げ、 住宅火災による高齢者等の死者の大幅な低減を目的とした「住宅防火対策の推進」、 増加傾向にある放火火災を減少させるための

「放火火災予防対策の推進」、 老朽化消火器による破裂事故の再発を防ぐための「消火器事故防止対策の推進」、 林野周辺住民や入山者へ山火事予防意識の啓発を図る「林野火災予防対策の推進」、 季節的、気候的な状況を踏まえた「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」の5項目を重点目標として、積極的に火災予防対策を推進します。



重点目標

- (1)住宅防火対策の推進
- (2)放火火災予防対策の推進
- (3)消火器事故防止対策の推進
- (4) 林野火災予防対策の推進
- (5)乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進



推進項目

(1)住宅防火対策の推進

- ア 高齢者等の災害弱者の把握とその安全対策に重 点を置いた死者発生防止対策の推進
- イ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対 策事例等の情報提供
- ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の 実施
- エ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織の 整備・充実とモデル事業の推進
- オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及 促進

(2)放火火災予防対策の推進

- ア 放火されない環境づくりの推進
- イ 放火火災による被害の軽減対策の実施

(3)消火器事故防止対策の推進

ア 老朽化消火器等の一斉回収

イ 住宅に適した消火器等の普及

(4) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識のかん養
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導 の強化

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底



地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次 の事項を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積 極的に展開するものとします。

(1)地域における防火安全体制の充実

- ア 自主防災組織の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2)特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理者の選任率の向上等の防火管理体制の 充実
- イ 防火対象物定期点検報告制度を活用した防火安 全対策の徹底
- ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進
- オ 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の推進
- カ 特定違反対象物、小規模雑居ビル等に対する違 反是正指導の推進
- キ 旅館・ホテル等の防火安全対策の徹底(暫定適 マーク制度及び自主点検報告表示制度の周知を 含む。)
- ク 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
- ケ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

(3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危 険性の周知徹底

ア 地域の実情に即した広報の推進

イ 被災時における注意点等、防災意識の高揚

このほか、火災予防運動の実施に当たっては、住宅 火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住 宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、 一般的な出火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント~3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で 使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設 置する。

寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品 を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器 等を備える。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

~火の用心 7つのポイント~

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

また春先は、季節風によって林野火災も多い時季となっています。このため、春季全国火災予防運動と同時期に、「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」も実施します。

運動期間中には、各地の消防機関で住宅防火診断、防火講演会、防火指導、防火・防災訓練など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火・防災に関する知識を身につけましょう。

特 集 2

第7回防災まちづくり大賞表彰式

防災課

第7回防災まちづくり大賞表彰式が、去る1月24日 (金) 東条インペリアルパレス(東京都千代田区)に おいて行われました。

防災まちづくり大賞は、地方公共団体や地域のコミュニティ、事業者等が行っている防災に関する様々な取組のうち、特に優れた事例を表彰しているもので、今回は全国から105事例の応募があり、その中から総務大臣賞2事例、消防庁長官賞3事例、消防科学総合センター理事長賞5事例の計10事例が受賞しました。

表彰式では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、受賞 団体それぞれに表彰状及び記念品等が授与されました。 交流会には片山虎之助総務大臣も出席しお祝いを述べ られ、ご歓談されました。

総務大臣賞 【2事例】

【団体名】株式会社毎日放送(大阪府大阪市)

【事例名】ラジオ震災番組「ネットワーク1・17」を中心 とした地震防災放送活動

阪神・淡路大震災を契機に1週間に起きた地震の解説や、地震や災害の基礎知識を視聴者に伝える「週間地震概況」など定期的な地震番組を行っている。 また毎日放送と大阪タクシー協会が協力して災害 や事故などが起こった場合、タクシー運転手が情報 を提供する「タクシー防災リポーター制度」を行っ ている。

【団体名】御蔵通5・6丁目町づくり協議会とボランティアグループまち・コミュニケーション(兵庫県神戸市)

【事例名】ボランティアと地域住民の連携による神戸・ 御蔵地区の震災対応と復興へのとりくみ

まちづくり協議会と、ボランティア団体が連携して、震災復興のまちづくりに主体的に参加、集会所建設の際には、住民の意見を反映させ、古民家の移築を積極的に行うなど、住宅再建支援、受け皿住宅入居支援等の基盤整備に住民の意見を盛り込む活動を行っている。

消防庁長官賞 【3事例】

【団体名】若林町会(東京都世田谷区)

【事例名】「災害助け合いネットワークづくり」の推進で 地域ぐるみの防災対策

近所同士による助け合いのしくみを確立する「災 害助け合いネットワークづくり」を推進しているほ





か、防災教室や、防災タウンウォッチング、防災アンケートなどを行い、地区別の防災地図、防災上の問題点、解決策を「防災まちづくりのための提言」として小冊子にまとめ、住民へ周知するとともに行政へ提言している。

【団体名】昭和区ホーム・ファイヤー・モニターズ・クラブ (愛知県名古屋市)

【事例名】家庭防火・防災・救急は主婦の手で!

昭和62年に防火・防災及び救急にたずさわるハウスキーパーを育てることを目的に結成された団体で家庭防火・家庭救急の啓発活動、モニター誌の発行、各種消防行事への参加など主婦のみを構成員とする団体が、自主的に防火・救急・防災活動に取り組んでいる。

【団体名】清水寺警備団(京都府京都市)

【事例名】世界文化遺産「清水寺」を守る警備団の実践 昭和23年に清水寺を火災等の災害から守ることを 主な目的として結成され、清水寺とその周辺地域で の夜間巡回警備、特別警備等のほか、文化財防火運 動の期間中には、消防署と合同で消防訓練を実施し、 防火防災の協力体制を強固にしている取組みである。

消防科学総合センター理事長賞 【5事例】

【団体名】八戸地域広域防火管理者協会(青森県八戸市) 【事例名】防火管理者協会活動 - 地域防災は職場から -

「地域防災は職場から」をスローガンに上級防火 管理講習の受講や防火管理業務についての先進地の 視察、消防用設備等の取扱訓練の実施のほか、防火 大会の開催、無火災地区の表彰、自力避難困難者の いる家庭に住宅用防災機器の寄贈など事業所だけに とらわれず、地域の防火意識を高める活動を行って いる。

【団体名】横須賀市立衣笠小学校(神奈川県横須賀市)

【事例名】小学校「総合的な学習の時間」における防災教育の取組み

「総合的な学習の時間」を使って、災害や防災に

ついての学習、市の防災担当職員や災害を体験された方々から直接教室で体験談を聞いたり、非常持ち出し袋の中身についての授業参観、学校避難生活体験など、小学校における防災教育の取組みである。

【団体名】名古屋市御園消防団(愛知県名古屋市)

【事例名】地域の防災ひとづくり(都心部における消防団の地域貢献)

御園消防団では、大都市でありながら地域に根づいた充実した地域防災コミュニティ形成支援として、自主防災組織の実践的リーダー養成支援、イベント等における応急手当指導、中学生を対象にした水難救助等の指導、少年消防クラブ発足支援及び合同年末夜間巡回警備を実施し、地域防災力の向上に努めている。

【団体名】高知市立大津小学校(高知県高知市)

【事例名】大津を災害に強いまちにしたい

~災害につよいまちづくリプロジェクト~

大津小学校では、総合的な学習の時間を活用し、「災害につよいまちづくリプロジェクト」を実施し、子供たちがテーマごとにチームをつくり、防災関係機関での専門的な知識や情報の収集、地域の人の体験談や危険箇所のチェック等を行い、その結果をまとめたものを「防災パンフレット」として作成している取組みである。

【団体名】北九州市立大学·小倉南消防署·小倉南区役 所·小倉南区市民防災会連合会(福岡県北九 州市)

【事例名】「カレッジ防災士」事業の展開(地域防災活動におけるコラボレーションの実践)

北九州市立大学において平成14年度から1回生を対象に、防災講義、救命講習を、2回生からは、防災ボランティア講義を履修させ、これらの履修者を「カレッジ防災士」として位置付け、区総務課、消防署及び市民防災会に登録し、発災現場における初動時の救助活動、初期消火、避難誘導等を行う制度を実施している。

特 集 3

平成15年度消防庁広報テーマ

総務課

火災をはじめとする各種災害の発生を防止するとと もに、その被害を最小限にくい止めるためには、国民 一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え行動 することが強く望まれます。

消防庁は、人命最優先の立場から火災、地震、風水 害等の各種災害による死傷者の発生を最小限に止める ことを基本目標として広報活動を展開し、国民の防 火・防災意識の高揚を図るものとします。

今回掲載した「2 月別広報テーマ」については、本 誌の「広報資料」のコーナーで順次詳しく掲載します ので、各種広報活動の参考としてください。

また、「3 主な行事」については、本誌の「トピックス」などで取り上げていく予定です。



年間広報重点テーマ

広報テーマ	要旨
小規模雑居ビル 等の防火安全対 策の推進	新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた改正消防法施行から1年が経過することから、違反事例等を踏まえた小規模維居ビルの防火安全対策の広報を行う。 また、新たに創設された防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度が、平成15年10月から施行されることから、本制度の趣旨や「点検済の表示」、「特例認定の表示」の意義を広報する。 なお、上記制度の導入に伴い、今後、旅館・ホテル等においては、自主点検報告表示制度(仮称)を創設し、平成15年10月から、新たな表示マークを付する予定であるので、この制度の趣旨も併せて広報する。
火災及び火災に よる死者の発生 の防止	火災の発生を防止するため、国民が日常特に留意すべき事項として、「火の用心のポイント」を広く国民に呼びかける。 また、火災によって毎年多くの貴い人命が失われているので、年間を通じてあらゆる機会をとらえて火災による死者の発 生の防止を広報する。
住宅防火対策の 推進	住宅火災による死者は、建物火災による死者の約8割を占めており、特に、65歳以上の高齢者が、その半数を占めるとともに、火災が発生した場合の死亡率も他の年齢層に比べ極めて高い現状にある。このような現状及び高齢社会が、今後益々進展していくことを考えると、火災による死者が急増することが懸念される。このような状況を踏まえ、住宅火災による死者の大幅な低減を図ることを目的として、国、地方公共団体、関係業界団体等の連携による住宅防火対策を、国民運動的に推進することを目的とし広報する。
放火火災予防対 策の推進	放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
住民に対する応急手当の普及啓発	傷病者の救命率の一層の向上を図り、併せて住民の自主救護能力の向上を図るためには、応急手当に関する知識の普及啓発は欠かせないことである。このため住民が自ら応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化等に大きな役割を果たしているが、一方では、団員数の減少、被雇用者(サラリーマン)団員の増加等の課題に直面している。消防団の充実強化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。このことから、消防団が火災等の災害から住民の生命、身体及び財産を守り、地域の消防・防災の中核として活動していることを広報し、消防団の果たす役割の重要性を啓発するとともに、特に青年層・女性層に対して、ふるさとを災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかける。
住民等による自 発的防災活動の 推進	地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。 このため、住民自らによるより効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手による様々な防災まちづくり活動への参加を呼びかける。 また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に、積極的に貢献するよう呼びかける。 さらに、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動は重要であり、その必要性について呼びかける。これらに加えて、家庭内や地域で学習できるe-ラーニングの活用による防災教育訓練の普及を図る。

地震、風水害、 火山災害に関す る防災知識の普 及啓発 地震、風水害、火山災害による被害を最小限にくい止めるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する土砂災害の発生危険時、高潮発生時、地震においては、津波発生時、津波警報・注意報発令時、警戒宣言等の発令時における対処方法などの早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。



月別広報テーマ

防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《特例認定の事前手続き期間の周知》 自主点検報告表示制度(仮称)のお知らせ 《適マークの変更の周知》 林野火災の防止 地震に対する日常の備え 消防団活動への理解と協力の呼びかけ 消防課 住民に対する応急手当の普及啓発 救急救助課 風水害への備え 防災課 連波による災害の防止 危険物保安室 危険物安全週間 危険物保安室 位宅防火対策の推進(住宅用防災機器の設置・防炎器の普及促進) 災害弱者対策の推進 防災課 石油コンピナート災害の防止 特殊災害室 防災訓練への参加の呼びかけ 震災対策室 ら風に対する備え 防災課 人遊び・花火による火災の防止 特殊災害室 所の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 予防課 外出先での地震の対処 所以課 外出先での地震の対処 所以課 外出先での地震の対処 所以課 外出先での地震の対処 原災対策室 り月9日は救急の日 救急救助課 所以対象物定期点検報告制度のお知らせ 防火安全室 9月9日は救急の日 救急救助課 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 防火安全室 原子力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とどよる のお知らせ 特殊災害室 アクカ間接動隊の活動に関する住民の理解とどよる のお知らせ 特殊災害室 アクカ防援助隊の活動に関する住民の理解とどよる のお知らせ 特殊災害室 アクカによる火災及びガス事故の防止 た険物保安室 火山災害に対する備え 防災課 が大安全室	月	月別広報テーマ	担当課
#野火災の防止 防災課 たい では では できます できます できます できます できます できます できます できます			防火安全室
地震に対する日常の備え 消防団活動への理解と協力の呼びかけ 消防課 教急救助課 原災対策室 風水害への備え 薄波による災害の防止 意災対策室 危険物安全週間 危険物安全週間 危険物安全週間 危険物安全週間 音响物保安室 予防課 万次器 子防災部への参加の呼びかけ 意災対策室 防災訓練への参加の呼びかけ 意災対策室 防災訓練への参加の呼びかけ 意災対策室 防災訓練への参加の呼びかけ 意災対策室 防災課 日民自らによる災害への備え 防災課 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 予防課 消防課 外出先での地震の対処 小規模緒居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 救急救助課 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ (表示マークの周知等) 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とプロック合同訓練の推進 特殊災害室 が火安全室 原子力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 がり、大きな助課のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 がり、大きな室 がり、大きな変 がり、大きな変 がり、大きな変 がり、大きな変 がり、大きな変 がり、大きな変 がり、大きな変 がり、大きな変 がり、大きな から	4		防火安全室
消防団活動への理解と協力の呼びかけ		林野火災の防止	防災課
住民に対する応急手当の普及啓発 救急救助課 防災課 演次による災害の防止 震災対策室 危険物安全週間 危険物安全週間 危険物安全週間 危険物安全週間 合院物保安室 子防課 万災課 石油コンピナート災害の防止 特殊災害室 防災訓練への参加の呼びかけ 震災対策室 防災訓練への参加の呼びかけ 震災対策室 防災訓練への参加の呼びかけ 一方の誤 大遊び・花火による火災の防止 住民参加による防災まちづくりの推進 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 予防課 外出先での地震の対処 小規模雑居ピルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 放免救助課 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ のお知らせ で大安全室 原子力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 特殊災害室 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 方次安全室 京力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 方の誤 方の訳 方の説 方の説		地震に対する日常の備え	震災対策室
国水害への備え		消防団活動への理解と協力の呼びかけ	消防課
風水害への備え	5	住民に対する応急手当の普及啓発	救急救助課
た険物安全週間	3	風水害への備え	防災課
住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防炎品の普及促進》 災害弱者対策の推進 石油コンビナート災害の防止 防災訓練への参加の呼びかけ 会風に対する備え 住民自らによる災害への備え 火遊び・花火による火災の防止 住民参加による防災まちづくりの推進 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 外出先での地震の対処 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 大山災害に対する備え が災課 が災誤 が災誤 が以誤害に対する環解の推進 が以誤害に対する環境の推進 が以誤害に対する環境の発達 が災誤		津波による災害の防止	震災対策室
日本の では、		危険物安全週間	危険物保安室
 石油コンビナート災害の防止 防災訓練への参加の呼びかけ 会災対策室 ら災訓練への参加の呼びかけ 会災対策室 ら風に対する備え 火遊び・花火による火災の防止 住民自らによる災害への備え 火遊び・花火による火災の防止 住民参加による防災まちづくりの推進 事業所に対する消防団活動への理解と協 力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 外出先での地震の対処 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 野急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 大の強器による火災及びガス事故の防止 大の強器による火災及びガス事故の防止 大の誤響に対する備え 消防の国際協力に対する理解の推進 お急救助課 	6		予防課
防災訓練への参加の呼びかけ		災害弱者対策の推進	防災課
7 - 台風に対する備え		石油コンビナート災害の防止	特殊災害室
7 住民自らによる災害への備え 火遊び・花火による火災の防止 住民参加による防災まちづくりの推進 事業所に対する消防団活動への理解と協 力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 外出先での地震の対処 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 野急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 が災課 10 大山災害に対する備え 消防の国際協力に対する理解の推進 対急教助課		防災訓練への参加の呼びかけ	震災対策室
住民自らによる災害への備え 火遊び・花火による火災の防止 住民参加による防災まちづくりの推進 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 外出先での地震の対処 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ (表示マークの周知等) 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え 火山災害に対する備え 防災課 対急救助課	7	台風に対する備え	防災課
住民参加による防災まちづくりの推進 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 外出先での地震の対処 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え バ災課 救急救助課	1	住民自らによる災害への備え	防災課
事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 予防課 外出先での地震の対処 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 野急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 が災課 が以まに対する備え 所災課 対の国際協力に対する理解の推進 対急救助課		火遊び・花火による火災の防止	予防課
8 力の呼びかけ 電気器具の安全な取扱い 外出先での地震の対処 外出先での地震の対処 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ (表示マークの周知等) 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 大山災害に対する備え 所災課 対急救助課		住民参加による防災まちづくりの推進	防災課
外出先での地震の対処	8		消防課
小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ (表示マークの周知等) 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え バリ災課 対別の国際協力に対する理解の推進 対急救助課		電気器具の安全な取扱い	予防課
9月9日は救急の日 救急救助課 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 たりで課 たしかのない がいます がります がいます がいます がいます がいます がいます がいます がいます がい		外出先での地震の対処	震災対策室
9 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 特殊災害室 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 予防課 危険物保安室 火山災害に対する備え 防災課 救急救助課		小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底	防火安全室
9 《表示マークの周知等》 自主点検報告表示制度の表示マーク(仮称)のお知らせ 原子力防災の取組み等への理解の推進 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え 消防の国際協力に対する理解の推進 救急救助課		9月9日は救急の日	救急救助課
のお知らせ	9		防火安全室
緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	防火安全室
解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止		原子力防災の取組み等への理解の推進	特殊災害室
10 カス機器による火災及びカス事故の防止 危険物保安室 火山災害に対する備え 防災課 消防の国際協力に対する理解の推進 救急救助課			防災課
消防の国際協力に対する理解の推進 救急救助課	10	ガス機器による火災及びガス事故の防止	
		火山災害に対する備え	防災課
地震発生時の出火防止震災対策室		消防の国際協力に対する理解の推進	救急救助課
		地震発生時の出火防止	震災対策室

		,
	秋季全国火災予防運動	予防課
	住宅防火対策の推進《住宅防火診断》	予防課
11	婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	防災課
	危険物施設等における事故防止	危険物保安室
	正しい119番通報要領の呼びかけ《11月9日 は「119番の日」》	防災情報室
	雪害に対する備え	防災課
	放火による火災の防止	予防課
12	石油ストーブなどの安全な取扱い	予防課 危険物保安室
	消防自動車等の緊急通行時の安全確保に 対する協力の促進	消防課
	文化財防火デー	予防課
4	1 月17日は「防災とボランティアの日」	防災課
1	消火栓の付近での駐車の禁止	消防課
	たき火・たばこによる火災の防止	予防課
	春季全国火災予防運動	予防課
	住宅の耐震化と家具の転倒防止	震災対策室
2	e -ラーニングによる防災・危機管理教育 のお知らせ	防災課
	全国山火事予防運動	防災課
	ふるさとを災害から守るための消防団活 動への参加の呼びかけ	消防課
	地域に密着した消防団活動の推進	消防課
	天ぷら油による火災の防止	予防課
3	少年消防クラブ活動への理解と参加の呼 びかけ	防災課
	行楽期における火災の被害防止	予防課



主な行事予定

行事名	概要	時期
独立行政法人消防 研究所 一般公開	科学技術週間(4/14~4/20)に、独立行政法人消防研究所を一般に公開する。	4月中旬
春の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、 消防庁長官が勲章を伝達する。	5 月中旬

春の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、 消防庁長官が褒章を伝達する。	5 月中旬	「119番の日」	自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と	11月9日
「危険物安全週間」	危険物関係事業所における自主保 安体制の確立を呼びかけるとともに、	6月8日 ~6月14日		認識を深め、住民の防災意識の高揚 を図ることを目的として設けられた。 	
	広く国民の危険物に対する意識の高 揚及び啓発を図るため「危険物安全 週間」を設定し、危険物施設における 保安体制の整備促進、各種広報及び 啓発運動を実施する。	(6月の第2週)	第6回 全国消防広報コン クール 表彰式	全国の消防本部及び消防団の消防・防災広報の技術向上を図ることを 目的として、コンクールを実施し、消防 庁長官が表彰する。	11月上旬
 危険物保安功労者、	危険物の保安に功績のあった者及	6月の第2週	消防功労者 総務大臣表彰式	消防に関して功績顕著な消防団員 等を総務大臣が表彰する。	11月中旬
優良危険物関係事業所、危険物安全 週間推進標語及び 会験物表数	び保安管理等が特に優秀であると認 められる事業所等を消防庁長官が表 彰する。		第6回 全国救助シンポジウム	救助技術の高度化を目指し、救助活動に関する発表・討議を行う。	11月下旬
危険物事故防止対 策論文表彰式			平成15年版 消防白書発刊	各種災害の実態、消防防災行政の 現況と課題等について解説し、消防	12月中旬
「国民安全の日」	昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として設けられた。	7月1日	 「防災とボランティ	防災体制の確立に広く活用されることを目的として毎年発刊している。 平成7年12月15日の閣議了解によ	1月17日
安全功労者表彰式	国民の安全に関して功労のあった 消防関係者を総理大臣又は消防庁長 官が表彰する。	7月上旬	アの日」及び「防災とボランティア週間」	り、広く国民が災害時におけるボラン ティア活動及び自主的な防災活動に ついての認識を深めるとともに、災害 への備えの充実強化を図ることを目的	(防災とボラン ティアの日) 1月15日 ~1月21日
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関 係者を消防庁長官が表彰する。	8月上旬		として設けられた。	(防災とボラン ティア週間)
平成15年度 総合防災訓練	東海地震及び南関東直下型地震を 想定し、総理大臣、総務大臣をはじめ とする全閣僚、消防庁等関係省庁等 の参加による政府本部運営訓練、現 地訓練等防災訓練等を行う。	9月1日	防災まちづくり大賞 表彰式	地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組み、工夫・アイデアのうち、特に優れたものについて総務大臣賞、消防庁長官賞等を設け表彰する。	1月中旬
「防災の日」及び 「防災週間」	昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然はこれた。	9月1日 (防災の日) 8月30日 ~9月5日 (防災週間)	「文化財防火デー」	昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損したことを契機に、国民的財産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図るために設けられた。	1月26日
 防災功労者表彰式	資するために設けられた。 防災に関して功労のあった消防関係 者を総理大臣が表彰する。	9月上旬	消防防災研究講演会	消防防災研究に関する研究成果を 公表し広く討論する。	1月下旬
 「救急の日」及び 「救急医療週間」	救急医療及び救急業務に対する国 民の正しい理解と認識を深め、かつ、	(救急の日)	春季全国火災予防運動	春先の火災が発生しやすい季節を 迎えるに当たって、全国的に火災予防 運動を展開する。	3月1日 ~3月7日
	救急医療関係者の意識の高揚を図る ために設けられた。 救急業務推進に貢献し社会公共の	された。		車両交通の関係者及び利用者の火 災予防意識の高揚を図り、もって車両 火災を防止し、安全な運送を確保す ることを目的として車両火災予防運動	3月1日 ~3月7日
救急功労者表彰式	福祉の増進に功績があった個人又は団体を消防庁長官が表彰する。			を展開する。	
「国際防災の日」	「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日を「国		全国山火事予防運動	山火事が発生しやすい季節を迎え るに当たって、全国的に山火事予防 運動を展開する。	3月1日 ~3月7日
 第51回全国	総会にのいて毎年10月第2小曜日を国際防災の日」とすることが決議された。 消防に関する研究、機器の改良等	10月30日	「消防記念日」	昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で設けられた。	3月7日
消防技術者会議 消防設備保守関係	の成果を発表し、討議する。 消防用設備の設置及び維持管理の	~10月31日 10月下旬	消防功労者表彰式	消防に関して功労のあった消防関 係者を消防庁長官が表彰する。	3月上旬
用的設備保守関係 功労者表彰式 	適正化に功労のあった者を消防庁長 官が表彰する。		 優良消防防災機器開 発・科学論文表彰式		3 月中旬
優良消防防災 システム表彰式	優れた消防防災システムを消防庁 長官が表彰する。	10月下旬		消防関係業界の発展に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	3 月中旬
住宅防火対策 優良推進組織等 表彰式	住宅防火対策の推進に功労があった組織を消防庁長官が表彰するとともに取組み事例等を発表する。	10月下旬	少年消防クラブ フレンドシップ2004	クラブ活動の優良なクラブとクラブ 指導者を消防庁長官が表彰する。	3月下旬
秋の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、 消防庁長官が勲章を伝達する。	11月上旬	消防団地域活動 表彰式	平常時において特に優秀な地域活動を行っている消防団を消防庁長官が表彰する。	3月下旬
秋季全国火災予防 運動	秋から冬にかけての火災が多く発生する季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。			/J・1X早シソ G。	

ボランティアのおこり

1995(平成7)年は「日本のボランティア元年」といわれています。これは、その年の1月17日に起こった阪神・淡路大震災の折、関西地区はもとより全国各地から約140万人の"ボランティア"が駆けつけ物資の仕分け、避難所の運営、炊き出し、医療介護などの活動にあたったことが、被災者はもとより全国的に評価されたことによるものです。

この"ボランティア"とは「広義の社会福祉 の領域で、自発的に報酬を期待せず、社会的な 目的実現に参加することを志す人」という意味 で使われていますが、ラテン語の「欲する」を 意味とした動詞"volo"から派生した「自由意 志」を示す名詞 "voluntas" に由来していると いわれています。イギリスのオックスフォード 大辞典に初めて"volunteer"という言葉が登場 したのは1647年のことでした。当時はピューリ タン革命による内戦で治安が乱れており、自ら 家族や居住区を守るために「自警団」が組織さ れていましたが、"volunteer"はこの自警団へ の「参加者」を意味していました。その後、19 世紀末頃には貧困問題への戦いに「自ら志願する 者」という意味に変わっていきます。ちなみに、現 在のアメリカでは、日本の消防団員や自主防災 組織の隊員にあたる人を"volunteer firemen" と呼んでいるようです。

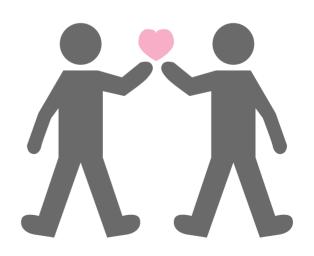
日本に"ボランティア"という言葉が入ってきたのは明治時代後半から大正時代前半といわれていますが、実際に一般の人々に馴染みがある言葉となったのは第二次大戦以降のことでした。1940年代には共同募金活動や赤十字奉仕団が活躍するようになり、1951(昭和26)年には社会福祉事業法が制定され、民間福祉団体は

「社会福祉法人」として規定を設けられます。その 後、各都道府県や市区町村に設置された社会福 祉協議会の発展とともにボランティアセンター の活動が盛んになり、今日の日本青年奉仕協会 (JYVA)の発足(1967年)などにつながってい きます。

最近では、各地域でも清掃活動やリサイクル活動など、無償の社会貢献が盛んになってきているように見受けられます。これらに参加することが災害時のボランティア活動の普及にも結びついていくのではないでしょうか。消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp)では、誰もが災害ボランティア活動に関する必要な情報を得られるよう「災害ボランティア・データバンク」としてインターネット上に公開しています。

これからの社会にとっては、災害時の助け合いはもとより普段からボランティア精神を持つことがより大切な意味を持つものになってくるのではないでしょうか。

参考文献: imidas 2003 (集英社) 現代実用外来語辞典(ぎょうせい)





第11回全国救急隊員シンポジウム

救急救助課

全国救急隊員シンポジウムは、財団法人救急振興財団が我が国の救急体制の一層の振興を図る一助として、全国の救急隊員等を対象とした実務的観点からの研究発表及び意見交換の場を提供することにより、救急隊等相互の交流と親睦を図るとともに、消防機関の行う救急業務の充実と発展に資することを目的としています。各政令指定都市消防本部との共同主催により、平成3年度から毎年実施しており、今年度は、横浜市消防局との共同主催により開催されました。



シンポジウム会場



開会式で挨拶を行う石井隆一消防庁長官

「尊い命を救うために つなげよう救命の輪」をメインテーマに、全国の救急隊員や医療関係者約3,800名が参加しました。

開会式では石井隆一消防庁長官が挨拶の中で、救急 救命士の処置範囲の拡大に向けた取組みや、メディカ ルコントロール体制の重要性について話しました。

このシンポジウムは、「特別講演」、「パネルディスカッション」、「シンポジウム」、「一般発表」、「教育講演」等で構成されています。各会場では、救急救命士の処置範囲の拡大の問題を中心に、救急活動に係る法的諸問題や、救急業務高度化への今後の展望について、2日間にわたり活発な議論が交わされました。

1 **開催期間**:平成15年1月30日(木)·31日(金)

2 **開催場所**:パシフィコ横浜 (横浜市西区みなとみらい 1-1-1)

3 主催等:横浜市消防局・財団法人救急振興財団

4 **後 援**:総務省消防庁·厚生労働省·神奈川県·日本医師会·日本救急医学会·日本臨床救急医学会· 全国消防長会

5 **協 力**:財団法人全国市町村振興協会·神奈川県医師会・横浜市医師会・横浜市病院協会

6 **来 實**:(1)総務省消防庁長官 石井隆一

(2)厚生労働省医政局長 篠崎英夫

(3)神奈川県知事 岡崎 洋

(4)日本医師会会長 坪井栄孝

(5) 日本救急医学会理事長 島崎修次

(6)日本臨床救急医学会理事長代行 丸茂裕和

(7)全国消防長会会長 杉村哲也

(8)財団法人全国市町村振興協会理事長 紀内 宏

(9)社団法人神奈川県医師会会長 田中忠一

(10)社団法人横浜市医師会会長 内藤哲夫

(11)社団法人横浜市病院協会会長 荏原光夫

文化財を火災から守ろう!!

予防課

文化財は、祖先が残してくれた貴重な国民的財産です。そして、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の火災原因は、特に放火が多く一旦火がつくと延焼拡大がきわめて早いため火災から守るためには、関係者だけでなく、その付近の皆さんとの連携・協力が必要です。「みんなで文化財を火災から守ろう」という意気込みが感じられ

る地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が、1月26日の「文化財防火デー」を中心に各地で実施されました。来年は、文化財防火デーも第50回という節目の年を迎えます。さらに多くの方が参加し、実践的な訓練が実施されるよう、ご協力をお願いします。

1.平成15年1月21日(火)午前10時00分~

訓練実施場所:正福寺(東京都東村山市)

正福寺は、東京都内唯一の国宝建造物で鎌倉にある円覚寺舎利殿 とともに唐様建築の代表的遺構です。訓練には石井隆一消防庁長 官、銭谷眞美文化庁次長が参加しました。



(提供:東京消防庁)



2. 平成15年1月26日(日)午前10時00分~

訓練実施場所: 姫路城 兵庫県姫路市)

世界文化遺産登録10周年をむかえた国宝姫路城は、昨年約12億円かけスプリンクラー設備等の防災設備の整備を終え、昨年10月には、優良消防防災システムとして消防庁長官表彰を受賞しました。訓練には渡海紀三朗文部科学副大臣、東尾正消防庁次長が参加しました。

(提供:姫路市消防局)

13大都市における訓練実施場所 (第49回文化財防火デー関連)

概要	□n±	定羽训练空中批担印		参加人員	
消防局	日時	演習訓練等実施場所	消防関係	関係者	計
札幌市消防局	1月24日	豊平館(中央区)	40名	20名	60名
仙台市消防局	1月26日	賀茂神社(泉区)	47名	67名	114名
東京消防庁	1月21日	東福寺(東村山市)	99名	58名	157名
千葉市消防局	1月21日	千葉市美術館(中央区)	4名	50名	54名
横浜市消防局	1月24日	大本山總持寺(鶴見区)	40名	90名	130名
川崎市消防局	1月23日	日本民家園(多摩区)	22名	34名	56名
名古屋市消防局	1月26日	名古屋城(中区)	80名	20名	100名
京都市消防局	1月23日	妙心寺(右京区)	60名	260名	320名
大阪市消防局	1月25日	四天王寺(天王寺区)	61名	20名	81名
神戸市消防局	1月26日	祥福寺(兵庫区)	22名	50名	72名
広島市消防局	1月24日	三瀧寺(西区)	25名	155名	180名
北九州市消防局	1月28日	旧松本邸(戸畑区)	53名	375名	428名
福岡市消防局	1月26日	志賀海神社(東区)	61名	10名	71名

トピックス

「防災とボランティア週間」における 関連行事の実施結果

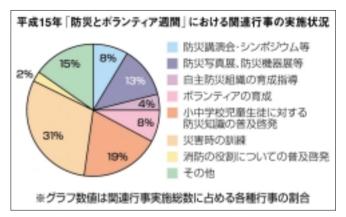
防災課

阪神・淡路大震災では、さまざまな分野でのボランティア活動や住民の自主的な防災活動が大変重要な役割を果たし、これらの活動に対する国民の関心も高まりました。

このような動きを受けて、平成7年12月15日、「防災とボランティアの日」(1月17日)と「防災とボランティア週間」(1月15日から1月21日)を設けることが閣議了解されました。これは、政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的とするものです。

消防庁では、この平成7年の閣議了解以来、毎年12月、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア 週間」の周知徹底と啓発行事等の積極的な実施について各都道府県知事あてに通知しています。

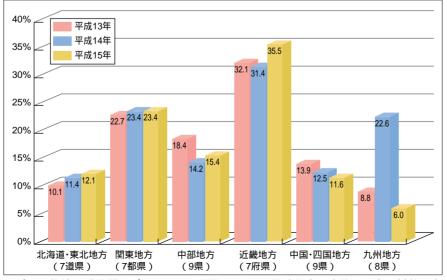
平成15年の「防災とボランティア週間」の期間中に は防災講演会、防災写真展、小・中学校の児童・生徒 に対する防災知識の普及啓発、災害時の訓練等の関連 行事が各地で実施されました。 関連行事実施件数は都道府県主催が全国43団体で 407件、市町村主催が全国523団体で1,648件、合計566 団体2,055件でした。





「防災パネル展」(提供:和歌山県新宮市)

「防災とボランティア週間」における関連行事の地域別実施状況



グラフ数値は、「防災とボランティア週間」において関連行事を実施した市町村数の市町村総数に占める割合。

全国消防防災主管課長会議の開催結果

総務課

平成15年1月31日(金)13時から総務省講堂において、都道府県、政令指定都市及び中核市の担当課長等約150人が出席し、全国消防防災主管課長会議を開催しました。

会議では、石井隆一消防庁長官の挨拶に続き、消防庁各課室長等から、「平成15年度消防庁予算案」をはじめ、「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案の概要」、「小規模雑居ビルの防火安全対策の推進」、「防災・危機管理体制の充実強化」、「救急救命士の処置範

囲の拡大」など、消防防災行政の直面する諸課題等に ついての説明が行われました。



全国消防防災主管課長会議

会議次第

総務課

- ・平成15年度消防庁予算案について
- ・平成14年度補正予算について
- ・国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実 方策に関する答申

消防課

- ・平成15年度予算案における消防補助金について
- ・消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案の概要について
- ・新しい常備消防体制の在り方について
- ・消防の広域再編の推進について
- ・消防施設整備に係る充足状況等の住民への情報提供について
- ・消防職員委員会の運営状況と課題について
- ・消防職員の現場活動に係るストレス対策について
- ・消防団の充実強化について

予防課

- ・消防法令への性能規定の導入について
- ・規制改革への対応について
- ・消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)の創設に ついて
- ・新宿区歌舞伎町ビル火災を受けた消防用設備等に係る基準改 正について
- ・高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策について
- ・消防防災分野の申請・届出等の電子化について

防火安全室

- ・国の火災原因調査の主体的な実施について
- ・緊急雇用基金について
- ・小規模雑居ビルの防火安全対策の推進について
- ・防火対象物定期点検報告制度の特例認定について
- ・防火管理体制の充実について
- ・改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推 進等について

危険物保安室

・危険物施設の事故発生状況を踏まえた対応について

防災誤

- ・緊急消防援助隊の法制化について
- ・防災・危機管理体制の充実強化について
- ・防災・危機管理教育の充実強化について
- ・自主防災組織の充実強化について
- ・林野火災対策について
- ・第7回防災まちづくり大賞について
- ・国民保護法制について

防災情報室

・消防防災分野における情報化の推進について

震災対策室

- ・震災対策関係の補助金等について
- ・東海地震について
- ・東南海・南海地震について

特殊災害室

- ・石油コンビナート等特別防災区域に係る構造改革特区への対応
- ・原子力防災体制の充実に向けた取り組み
- ・消防活動が困難な空間における消防活動支援情報システムの開発

救急救助課

- ・救急救命士の処置範囲の拡大について
- ・鉄道災害における安全管理体制の確保について
- ・消防庁におけるテロ災害対策について
- ・高層建築物等の屋上離着陸場に係る総合規制改革会議の指摘について

消防大学校

・平成15年度消防大学校教育訓練計画等について

独立行政法人消防研究所

- ・平成15年度の研究及び主要行事について
- ・平成15年度の独立行政法人消防研究所における火災原因調査 体制について

トピックス

平成14年度「消防団地域活動表彰式・ 全国消防団員意見発表会」の開催

消防課

1 趣旨

消防団は、地域防災の中核として今後も果たしていく役割は大きいものの、近年の社会経済情勢の変化の影響などにより、さまざまな課題に直面しています。特にサラリーマン団員については、約7割まで増加しており、勤務時間中に消防団活動に参加することが困難な状況などを生んでいます。また、団員数の減少や高齢化などの課題にも直面しています。

そこで、消防団の一層の活性化を図るため、平成14年度「消防団地域活動表彰式・全国消防団員意見発表会」を次のとおり開催することとしました。

2 日時

平成15年3月27日(木)

開始:13時00分 終了予定:16時40分

3 場所

日本消防会館「ニッショーホール」 東京都港区虎ノ門 2-9-16

4 主催

総務省消防庁

5 内容

第1部:全国消防団員意見発表会 各地域で活躍する中堅若手の消防団員が、消防団 活動に関する課題等について意見発表します。

第2部:消防団活動支援事業所報告会

平常時・災害時における消防団活動に対して支援 している事業所が、その支援事例を報告します。

第3部:消防団地域活動·全国消防団員意見発表 会表彰式

ア 消防団地域活動表彰 (消防団表彰)

平常時の消防団活動が他の模範となる消防団又は 消防分団について、消防庁長官が表彰します。

イ 消防団地域活動表彰(事業所表彰)

消防団員である勤務者を雇用し、消防団活動に参加しやすい環境を整備するなど、消防団を支援する 事業所について、消防庁長官が表彰します。

ウ 全国消防団員意見発表会表彰

第1部で意見発表した消防団員について、審査結果に基づき、消防庁長官が表彰します。

6 参加方法

別途配布するリーフレットの参加申込書又は後日更新する消防庁ホームページの中の消防団のページ (http://www.fdma.go.jp/syobodan/danindex.html)から申込みできます。

【昨年度の消防団地域活動表彰の受賞例】



小学4年生の授業での防火教育(京都市山科消防団百々分団)



街頭での火災予防広報(滋賀県彦根市消防団)

日本消防協会定例表彰式

総務課

第55回日本消防協会定例表彰式が、2月7日(金)に日本消防会館・ニッショーホールにおいて、受章者、国会議員、消防庁及び消防関係団体の関係者など約700名の出席のもと、盛大に執り行われました。

この表彰式では、功績優秀な消防団、婦人消防隊などが、表のとおり各章を受章されました。

当日は、徳田正明 日本消防協会会長の 式辞に続いて、政府 を代表して小泉純一 郎内閣総理大臣(代

理:若松謙維総務副



内閣総理大臣祝辞(代理若松総務副大臣)

大臣)が祝辞を述べられたのち、受章者を代表して、 嶋村尚美神奈川県消防協会会長が謝辞を述べました。 最後に石井隆一消防庁長官の発声による万歳三唱で式 典は終了しました。

表彰種別	受章者・団体数
特別表彰「まとい」	10団
表彰旗	47団
竿頭綬	114団
特別功労章	10名
功績章	1,037名
精績章	2,370名
勤続章	8,362名
優良婦人消防隊表彰旗	31隊
優良婦人消防隊員表彰	41名
永年勤続者表彰	7名

消防大学校における災害時消防活動支援訓練

消防大学校

消防大学校では、平成15年1月15日、防災とボランティア週間における取組みとして調布消防署・三鷹消防署と締結した「地震等大規模災害時における消防活動支援に関する協定」に基づく連携訓練を実施しました。

訓練は、東京都区部直下を震源とする地震が発生し、 消防大学校周辺にもかなりの被害が発生したとの想定 で、消防大学校の自衛消防活動から近隣地域への災害 時消防支援活動へ移行する形で行われ、調布・三鷹消 防署からの支援要請により、予防科第73期、救急科第 58期学生からボランティアを組織し、公園とビルの解 体現場に設定された訓練場で、消防署、消防団、自主 防災組織と連携した倒壊家屋からの救出、応急救護訓 練等を実施しました。訓練に参加した地域のみなさん は、近くに多くの消防職員が学ぶ消防大学校があるこ とを心強く感じると話していました。

消防大学校としては、こうした訓練等を通じて地域と の防災協力関係をさらに整えていきたいと考えています。

市民ボランティアへの 応急救護指導(調布市 内の公園を使用)



倒壊建物からの救出訓練 (三鷹市内の解体工事現 場を使用)

「防火管理者の育成強化のあり方について」 (報告書)の概要

防火安全室

「防火管理者の育成強化に係る研究会」(座長:東尾正消防庁審議官(現次長)(以下「研究会」という。)において、この度、標記報告書がまとまりましたので、その概要等を紹介します。

第1 研究会の経緯等

1 経緯

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町ビル火災(死者44名、負傷者3名)を受けた「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申(平成13年12月26日消防審議会)中、「防火管理の徹底」(防火管理者養成体制の整備)において、防火管理者の選任率を向上させるための一方策として、防火管理講習を受ける機会の確保に努める必要があることとされました。

2 設置

この消防審議会答申の指摘等を踏まえ、防火管理者 講習の実施のあり方等を検討することにより、防火管 理者の育成強化を図るため、研究会が財団法人日本防 火協会に設置されました。

検討事項

現行の防火管理講習者実施に関する課題等について 新たな防火管理講習実施方法の枠組み等について 講習を実施する組織のあり方について

その他防火管理者の育成強化に関する事項について

3 実態調査

研究会では、検討事項を議論する前提として、47都 道府県及び897消防機関(表1)における防火管理講習 の実施状況等について詳細に調査を行いました(平成 13年度実績調べ)。

表 1 消防機関の規模

規模	人口	消防機関数
Α	政令指定都市等	13
В	30万人以上	64
С	10万人以上30万人未満	229
D	5万人以上10万人未満	256
Е	5万人未満	335
	合計	897

十小都市 820

大都市

第2 防火管理者の育成強化のあり方

1 講習機会の増加・拡大

(1) 必要性

防火管理講習は、特に中小都市を中心に開催状況が十分でないことから、防火管理者が適切に選任されるよう、各地域において防火管理講習の実施回数の確保を図ることが必要である。

(2) 実態

平成13年度の全国の甲種防火管理講習の実施状況については、大都市の消防機関(人口30万人以上)では平均約8.6回(77消防機関で計662回)、中小都市の消防機関(人口30万人未満)では平均約1.1回(723消防機関で計819回)である(800消防機関で計1,481回実施。そのほか97消防機関では未実施)(表2)。

消防機関数又は実施回数 1481 1400 ■消防機関数 1200 1000 800 723 662 600 400 200 大都市 中小都市 未実施 合 計

表2 甲種防火管理講習の実施状況

(3)対策等

特に中小都市を中心に実施回数を確保するとともに、都 道府県単位等広域開催を検討し、さらに、民間活力の導 入により、講習機会の増加・拡大を図ることが必要である。

2 講習内容の見直し

(1) 必要性

防火管理講習については、甲種防火管理講習12時間(2 日間)、乙種防火管理講習6時間(1日間)が別々に実施され、また、乙種防火管理講習の機会が少ない状況にある。

消防機関の講習に対する負担軽減と受講者の講習機会の増加に資するため、効果的な講習の実施が可能となる仕組みが必要である。

(2) 実態

平成13年度全国の防火管理講習の年間実施回数については、甲種防火管理講習で1,481回、一方、乙種防火

管理講習で211回である。また、乙種防火管理講習の実施については、希望者数が少ないため、講習の開催に苦慮している状況にある。

(3)対策等

甲種防火管理講習の共通科目として、乙種防火管理講 習の実施を確保することができるように、講習内容の精 査を行い、講習内容の見直しを図ることが必要である。

3 再講習の実施

(1) 必要性

現行の防火管理制度では、ひとたび防火管理講習を 受講すると永久に資格が有効となっている。

一方、近年の防火対象物の使用形態の複雑化、消防法令の改正状況を鑑みると、特に比較的大規模な防火対象物の防火管理者については、知識及び技能のリニューアル、最新の消防法令の内容、新しい形態の火災被害の状況等を十分に熟知した上でなければ、的確に防火管理者の責任を果たすことは困難な状況にある。

(2) 実態

昭和62年の予防救急課長通知に基づく制度である上級講習は、啓発事業としてのイベントが多く、必ずしも防火管理水準の法制面、実務面での維持・向上に資されているとは言い切れない状況も見受けられる。また、その実施状況は、110の消防機関(全国比12.3%)において実施されている状況にあり、全国的には十分に行われているとは言いにくい状況にある。

(3) 対策等

防火管理講習は唯一の講習機会であり、また、上級 講習では自発的な参加であること等の状況を踏まえ、 高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象 物の防火管理者に対しては、防火管理講習を一定期間 ごとに義務付ける必要がある。

4 防火管理者の育成方法等

(1)必要性

防火管理者を的確に育成するためには、防火管理が 国民の安全に重要な貢献を果たしている状況に鑑み、 防火管理者の社会的地位の向上を図るとともに、防火 管理者の全国的な連携を促し、組織的に適正な情報を 入手できるよう体制の整備を図る必要がある。

また、防火管理者の育成を促し、適切な防火管理体制の維持に努めるため、防火管理者の活動等に対する

適正な顕彰を行う必要がある。

(2) 実態

防火管理者の団体は、防火管理協議会等の消防機関の任意団体として約3割の消防機関において組織されているのに留まる状況にある。

また、防火管理者に対する評価については、消防庁では安全功労者表彰の一部として表彰しているが、防火管理者として評価する制度は存在していない。

(3) 対策等

防火管理協議会等を会員とする全国レベルの防火管理者団体の創設の可能性について検討するとともに、防火管理者の活動を通じた防火管理への高い貢献に対する国としての適切な評価を行うため、表彰制度創設の可能性についても併せて検討することが必要である。

第3 おわりに

消防庁では、本報告書の検討結果を踏まえ、今後、 各種施策を講じることを予定している。

その一環として、本報告書を踏まえ、「防火管理講習のあり方に係る研究会」(委員長:木原正則 消防庁防火安全室長)を設置し、甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習のあり方(再講習を含む。)等について検討を行っているところである。

防火管理者の育成強化に係る研究会委員(順不同、敬称略)

座	長	東	尾		正	総務省消防庁審議官(現次長)	
委	員	務	台	俊	介	総務省消防庁防災課長	
		木	原	正	則	総務省消防庁防火安全室長	
		清	矢		守	(前委員 総務省消防庁予防課長)	
		板	垣	茂	男	神奈川県防災局防災消防課長	
		畑	Щ	紀	郎	(前委員 神奈川県防災局防災消防 課長)	
		櫻	畄	正	規	東京消防庁指導広報部長	
		石	倉		仁	(前委員 東京消防庁指導広報部長)	
		齋	藤		照	千葉市消防局予防部長	
		鬼	柳	悠	己	盛岡地区広域行政事務組合 消防本部消防課長	
		宮	野	春	雄	(前委員 盛岡地区広域行政事務組 合消防本部消防課長)	
		木	挽	孝	紀	全国消防長会事務総長	
		次良	『丸	誠	男	危険物保安技術協会理事長	
		佐ぐ	木	正	秀	財団法人消防試験研究センター 常務理事	
	7		大	熊	順	Ξ	財団法人日本消防設備 安全センター常務理事
		鎌	倉	弘	幸	財団法人全国危険物安全協会 常務理事	
		坂	田		茂	財団法人日本防火研究普及協会 常務理事	
		木	下	英	敏	財団法人日本防火協会常務理事	

自主防災組織の手引(改訂版)の作成・配布

防災課

阪神・淡路大震災は、地域における自主防災組織の 必要性について、極めて貴重な教訓を与えてくれました。大規模災害時には、被災地の消防職・団員も一面 では被災者となる一方、住民、事業者など被災者の数 は膨大となります。さらには、全国各地からの広域緊 急支援に一定程度時間を要することもやむを得ません。

したがって、自治会、町内会などを単位とする地域 住民による共助の防災活動の充実強化が非常に重要と いえます。平成14年4月現在、自主防災組織は全国で 約10万組織あり、総世帯数に対して約6割の世帯 (2,353万人)が参加していますが、個々の組織により、 訓練等の準備を行う活動拠点の不足、役員の高齢化や リーダーの不足、活動のマンネリ化、資機材や活動費 の不足など、さまざまな課題があると指摘されています。

消防庁では、このような状況を踏まえ、昨年12月に「自主防災組織の手引」(初版は昭和48年に作成され、その後2度の改訂を経て、今回、20年ぶりの大幅改訂)を10,000部作成して、全国の地方公共団体などに配布し、自主防災組織の組織率向上と活動強化を図ることとしました。

自分達の地域は、自分達で守ろう!

1 改訂版の特徴

(1) 自主防災活動への理解促進

「地域ぐるみの防災力向上」に向けて、住民主体の活動の大切さ、他の地域組織との連携等について言及するとともに自主防災活動の沿革や課題、世論調査結果、文献等をコラム調に盛り込みました。

(2) 自主防災組織の結成促進、活動強化

自主防災活動の充実に向けた取組に資するため、地域における結成促進に必要な具体的な規約、防災計画等について、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、ITを活用したリーダー育成、災害弱者に配慮した防災計画策定、災害時のボランティア活動との協働等について新たに盛り込みました。

(3)活動マニュアルの充実

ア 平常時の活動

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害危険地域や住宅耐震化等の地域の危険度把握について位置付けたほか、図上訓練やイベント型訓練を採り入れた防災訓練について新規に記述しました。



活動マニュアル編より 「座屈建物からの救出」

④ 国上別税 ORON ORMSONAT 004-A 经银矿 BURNSHIRE OF 〇〇日主物元会 〇名、ギタンティア団体 〇名、〇〇を社会報告協議会 〇名 参加书 さまざまな初出を制定して関上開練を信補し、実現地に対応であるスキルを振う。 11 (9) 地図、透明シート、治性ペン、ペンジン、ティッシュペーパーなど 1 「沢含要能カゲーム」前級位で後継の住宅を誘引して「施設」・「風水舎」な 测量内容 どの保密をテーマに設定する。 2 参加者は「施方公内的条項目」、「は被に駆けつけた支援者」、「被贝地作人」な とになりきって前じ、立場に応じた意見を付す (後期のゼッケンを付ける)。 3 選表の保護をある程度推測として展映した被害歴史を各々に配布する(その際映像 物料などを送付して実際ながくりを行うし 4 最初に地域における以下のものを書き込み地域の状況把握を行う。 (1) 市区町村役易や学校、前防機関、病牧、防災倉庫などの税災路点 (2) 主要な資格、他、日 (3) 自宅や施場のシンボリックな保険 5 被害想定に従い地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然 に称ぐためには何が必要なのかを話し合う。 4 次に時間経過とともに変化した実方実況を終たに提示し、変化した確認能での対応 第について新たに話し合う。 7 最後的に自治体の保証担当課目職員等執証の知識を有する差等の選託を実施して終

資料編より 「体験イベント型訓練」を紹介

イ 災害時の活動

外国人、老人、障害者等の災害弱者に対する記述の充実を図ったほか、イラストを用いて具体的な活動について解説した活動マニュアル編を新設し、見やすくわかりやすい内容となるよう工夫しました。

2 自主防災活動の活性化に向けて

消防庁では、平成15年度から、自主防災組織の資機 材整備に対する助成制度の拡充(自主防災組織活性化 事業;平成14年度46百万円 15年度2億円)や自主防 災組織育成ビデオの作成、テレビ番組による防災意識 の啓発活動の強化に取り組むとともに、自主防災組織 のリーダーや関心のある住民の方々に対する防災・危 機管理教育や研修の体制・方式を大幅に拡充すること としています。すでに昨年8月から「防災・危機管理 教育のあり方に関する調査懇談会」(会長・樋口公啓日 本経団連副会長)を設置し、そのあり方について検討 されているところです。

東海地震や東南海・南海地震、南関東直下型地震等の

自主防災組織の手引

- コミュニティと防災 -総務省消防庁

目 次

まえがき

第1 地域ぐるみの防災力向上の必要性

- 1 住民主体の防災力向上の必要性
- 2 消防団、自主防災組織、NPOなどの連携による地域の防災体制確立

第2 自主防災活動の沿革と課題

- 1 自主防災組織の育成は市町村の重要な役割
- 2 自主防災組織の制度的沿革
- 3 自主防災組織の抱える課題
- 4 これからの自主防災活動

第3 自主防災組織の整備

- 1 自主防災をコミュニティ活動の核に
- 2 自主防災組織の意義
- 3 自主防災組織の規模
- 4 自主防災組織の育成
- 5 リーダーの育成
- 6 自主防災組織の規約
- 7 自主防災組織の防災計画
- 8 自主防災組織の編成
- 9 婦人防火クラブ等との協調

第4 自主防災組織の活動マニュアル

第4-1 平常時の活動

- 1 防災知識の普及
- 2 地域の災害危険の把握
- 3 防災訓練
- 4 火気使用設備器具等の点検
- 5 防災資機材等の備蓄

第4-2 災害時の活動

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 出火防止、初期消火
- 3 避難
- 4 救出・救護
- 5 給食・給水

【活動マニュアル編】

- 1 消火活動における資機材の活用要領
- 2 救出活動における資機材の活用要領
- 3 救護活動における資機材の活用要領
- 4 避難誘導活動における資機材の活用要領
- 5 情報収集・伝達活動における資機材の活用要領 6 生活維持活動における資機材の活用要領

【資料編】

資料1 災害対策基本法(抜粋)

資料2 自主防災組織の現況

資料3 消防庁:「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究 報告書」(抜粋)

資料4 防災に関する世論調査

資料5 消防審議会答申(抜粋)

資料 6 自主防災組織規約例

資料7 自主防災組織防災計画例

資料 8 訓練実施計画例

資料 9 自主防災組織整備資機材例

資料10 宮城県沖地震及び関東大震災の状況について

資料11 阪神・淡路大震災及び近年の主な地震の概要について

資料12 大規模地震の切迫性について

資料13 自主防災組織の活動事例

資料14 消防防災等設備整備費補助金交付要綱(抜粋)

資料15 平成15年度コミュニティ助成事業実施要綱(抜粋)

資料16 自主防災組織の育成に関する財源措置の状況

資料17 総務省消防庁及び都道府県等自主防災組織所管課一覧

大規模広域災害の発生が危惧されるなか、自主防災組織のより一層の組織率向上を目指すとともに、活動内容の充実を図る際の一助としてご活用いただければ幸いです。



移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果

危険物保安室

平成14年11月中に実施された移動タンク貯蔵所等に対 する立入検査の実施結果の概要は、以下のとおりでした。 この結果によると、移動タンク貯蔵所等の基準不適合 車両の割合は、最近の5年間で最も高くなっています。 このことから、消防機関等に対し、基準不適合車両等 に対する、なお一層の指導を依頼しました。

立入検査結果総括表

	実施	実施	移	動 タン	ク 貯 蔵	所	危険物道	重搬車両	警察機関
実施場所	消 防 機関数	場所数	実施車両数	不適合車両数 (a)	無許可車両数 (b)	不適合車両数等 (a+b)	実 施 車両数	不適合 車両数	との 協力状況
道路上	700	988	3,949	960	12	972	455	112	有 975 無 13
常置場所	455	5,735	13,201	2,485	29	2,514			
危険物の 積みおろし場所	88	362	1,306	200	1	201	158	24	
その他	278	822	9,071	1,724	16	1,740	335	18	
合 計	874	7,907	27,527	5,369	58	5,427	948	154	

最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

	移	動タンク貯蔵	所	fi	危険物運搬車両			合 計		
年度	実 施車両数	不 適 合 車両数等	不適合率 (%)	実 施車両数	不 適 合 車両数等	不適合率 (%)	実 施 車両数	不 適 合 車両数等	不適合率 (%)	
平成10年度	27,306	5,004	18.33	1,344	209	15.55	28,650	5,213	18.20	
平成11年度	27,382	5,282	19.29	1,207	203	16.82	28,589	5,485	19.19	
平成12年度	28,242	4,981	17.64	1,077	161	14.95	29,319	5,142	17.54	
平成13年度	27,841	5,461	19.61	1,070	156	14.58	28,911	5,617	19.43	
平成14年度	27,527	5,427	19.72	948	154	16.24	28,475	5,581	19.60	

検査結果に基づく不適合項目

<移動タンク貯蔵所関係>

○定期点検に係る義務違反・・・・・・・・・・・・・・・・1,943件(7.1%)

○消火器の未設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・925件(3.4%)

○電気設備、接地導線の不良等・・・・・・・・・・・・782件(2.8%)

○危険物取扱者の保安講習義務違反・・・・・・・・・・・752件(2.7%)

○完成検査済証等の備付け義務違反・・・・・・・・・・・・・・・・・659件(2.4%)

○表示、標識の未掲示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・610件(2.2%)

< 危険物運搬車両関係 >

○消火器の未設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・89件(9.4%)

○積載方法不適合······37件(3.9%)

イエローカードの携行状況

○移動タンク貯蔵所 携行率・・・・・・・・・・・・・・・・・97.8% (402台/411台)

○危険物運搬車両 携行率 …… 83.3% (55台/66台)



千葉県 船橋市消防局

「中核市・船橋誕生」

いきいきとしたふれあいの都市・ふなばし

江戸時代、船橋は成田山へ参拝する街道の宿場町として栄え、昭和12年町村の合併により船橋市が誕生しました。当時、4万3千人ほどだった人口も現在では56万人を擁する首都圏有数の都市に発展しております。

千葉県の西部に位置した船橋は首都に近く、交通網が非常に発達していることから多様な産業が営まれ、まちは活気に満ちています。また、内陸部には美しい緑、そして南部の東京湾には貴重な干潟「三番瀬」が広がるなど都市と自然が調和した、さらに発展する底力を秘めたまちです。

本市は、4月から県内初の中核市としてスタートします。 また船橋駅南口の再開発ビルのオープンや駅前広場の 整備により市の表玄関が大きく生まれ変わります。

まさに「いきいきとしたふれあいの都市・ふなばし」を目指すべく21世紀に大きく飛躍する第一歩を踏み出します。



都市と自然が調和したまち ふなばし

安心して暮らせるまちづくり

消防局では、これまでに市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指し、数々の施策を推進してまいりました。特に、救命効果の向上を目指し、消防局、医師会及び市立医療センター等の連携により救急医療システムとしてドクターカーの運用を開始してから間もなく10年を迎えようとしています。ドクターカーは市のほぼ中央に位置した市立医療センターの敷地内に設けられた船橋市消防局救急ステーションから出動し、市全域をカバーする体制をとっております。ドクターカーは出場

千葉県 船橋市消防局 消防局長 **佐久間 隆**



から平均10分で現場到着することができます。出動は 通報の内容により現場直近の救急隊と同時に出動いた しますが、昨年約2万5千件の救急出動のうち、ドク ターカーが出動した件数は1,525件を数えました。

また、防災面においては震災時等における断水による消火活動の障害を補うため、独自の震災対策として地形の利を活かし、海水等を利用した大規模消火システムを開発しました。このシステムは、下水道の雨水放流管に海水を逆流させマンホールから取水する「下水道利用方式」、ポンプで圧送管を通じて内陸の消火栓に海水を送る「圧送管方式」、海や河川などを直ちに利用する「直接取水」の3方式で構成し、市街地を中心とした1,010ヘクタールを消火活動可能としています。

このような救急・防災システムは「安心して暮らせるまちづくり」の基本であり、今後も市民生活に密着した消防体制の充実強化を図ってまいります。

飛躍・躍進

年明けに市立船橋高等学校が全国高校サッカー選手権 大会で4度目の優勝を果たし、まさに、中核市への移行 に活気づく飛躍の年にふさわしい幕開けとなりました。

消防局といたしましても、市民の皆様の負託に応えるべく柔軟で弾力性に富んだ適応力を備え、輝く未来に向かい全職員一丸となり躍進してまいります。

救命効果の向上を目指して(ドクターカー内部)



断水によう海水用

断水による消火活動を補 う海水用消火栓・海水取 水口

都内唯一の国宝建造物で消防演習を実施

東京消防庁

東京消防庁では、1月21日(火) 東京都東村山市の都内で唯一の国宝建造物「金剛山正福寺 地蔵堂」において、消防庁長官、文化庁次長が視察する中、「文化財防火デー」に伴う消防演習を実施した。

地蔵堂の北西側から出火した想定で、自動火災報知設備のベル鳴動を合図に、消防職員、消防団員、自衛消防隊、災害時支援ボランティア、防火女性の会等160名、消防車両11台が参加し、お互いに連携を図りながら初期消火、文化財搬出、一斉放水等の訓練を実施した。



東村山市の国宝「金剛山正福寺地蔵堂」

海上保安部と合同訓練実施

室蘭市消防本部

室蘭市消防本部では、1月16日に室蘭港中央埠頭において、室蘭海上保安部と震災対策中継送水合同訓練を実施した。訓練は、阪神淡路大震災を契機に始めたもので、消火栓が使用不能になり、消防車は液状化現象のため岸壁に入り込めない想定である。

訓練では、消防艇と巡視艇が海水を汲み上げ、ポンプ車4台に送水し、港に向かって放水した。大規模地震に備えて、今後も災害時における他機関との連携強化に努めたい。



震災対策中継送水合同訓練

中級

東京都

望〈ぼうろう〉林娄

通

信

消

防

栃木県

わが町の消防団

鳴門市消防団

徳島県鳴門市消防団は、平成14年11月10日「消防 団活動理解促進フォーラム」を開催した。

これは、地域の消防防災の分野で大きな役割を担っている消防団活動を市民に理解してもらい、団の活性化を図ると共に災害発生時などの場合において、お互いが協力して安全な地域づくりに貢献することを目的としたもので、当日は多数の市民が参加し消防団活動の重要性を再認識した。



多数の市民が参加した消防団フォーラム

女性消防団員12名誕生

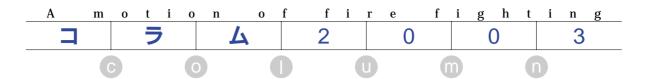
日光市消防団

日光市消防団では平成14年4月に、女性消防団員12名が誕生し、団本部に配属された。

長い歴史と伝統に培われ、幾多の先人により、護り継がれてきた世界遺産都市日光を郷土に持ったことに自信と誇りを持つとともに、これらを後世に継承すべく、また女性ならではの気配り、気遣いを消防団活動に生かしたいとのことから、毎月、各種研修や消防活動を積極的に行っている。



女性消防団員による初めての放水体験



消防職員委員会

1 消防職員委員会の設置目的

消防職員委員会は、平成7年の消防組織法の 改正により創設された制度です。その目的は、 消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職 員の意見(消防職員の給与、勤務時間その他 の勤務条件及び厚生福利に関すること。消防 職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関す ること。消防の用に供する設備、機械器具そ の他の施設に関すること。)を消防事務に反映す ることにより、消防職員の士気を高め、もって 消防の円滑な運営に資することです。

2 委員の指名及び任期

- ・委員は、各組織区分に所属する職員のうちから消防長が指名します。なお、委員のうち半数は、各組織区分に所属する職員の推薦に基づき消防長が指名します。
- ・委員の推薦を行う際には、職員間の話し合い によるものとします。
- ・委員の任期は1年であり、再任することができますが、引き続き2期を超えて在任することはできません。

3 委員会の開催

委員会の会議は、毎年度1回開催することを 常例とします。なお、必要があれば、複数回の 開催も可能です。

4 消防長の処置

- ・消防長は、委員会の審議結果を尊重して処置 するよう努めなければなりません。
- ・消防長は、委員会の消防長に対する意見及び

消防長の処置結果について職員に周知することが必要です。

5 これまでに実現された主な意見

勤務条件等に関するもの

- ・救急隊員の感染防止に対する予防接種の実施
- ・仮眠室の個室化
- ・寝具のリース契約での個人支給
- ・防火衣乾燥設備の設置
- ・消防職員に対する救命講習会の定期的な開催 被服及び装備品等に関するもの
- ・ズボン型防火衣の導入
- ・アポロキャップの導入
- ・ヘルメット用防水ライトの隊員への貸与
- ・合服の廃止 消防の用に供する設備、機械器具等に関す るもの
- ・車庫前に照明設備の設置
- ・救急車にナビゲーションシステムを導入
- ・車庫内に排煙設備の設置





特例認定の申請手続

防火安全室

制度の概要

平成15年10月1日から一定の防火対象物に課される防火対象物定期点検報告義務()の免除を受けようとする者は、消防長又は消防署長に申請し、検査を受けて、特例を設けるべき防火対象物として認定を受けなければなりません。

なお、この申請手続については本年1月1日から行う ことができることとなっています。

2月号トピックス「防火対象物定期点検報告制度 の概要」参照

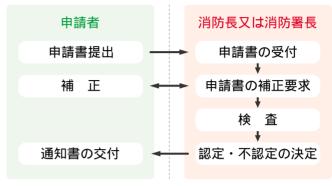
申請方法

「防火対象物点検報告特例認定申請書(消防法施行規則別記様式第1号の2の2の2)」に必要な事項を記載し、防火対象物の管理を開始した日を確認できる書類等を添付して、認定を受けようとする防火対象物を管轄する消防長又は消防署長に提出します。

防火対象物点検報告特例認定申請書



特例認定申請の流れ



検査項目

消防機関は、書類確認及び立入により、以下の項目で 必要なものについて検査を行います。

- 1 防火対象物定期点検報告義務のある防火対象物の管理を開始してから、3年以上経過していること。
- 2 過去3年以内に消防法に基づく命令を受けていないこと。
- 3 消防法に基づく命令を受けるべき事由が、現にないこと。
- 4 過去3年以内に特例認定の取消しをされていないこと。
- 5 特例認定の取消しを受けるべき事由が、現にないこと。
- 6 過去3年以内に防火対象物点検及び点検結果報告が 1年ごと 実施されていること。
- 7 過去3年以内に虚偽の点検結果報告が、行われていないこと。
- 8 過去3年以内に防火対象物点検において、防火対象物点検資格 者から点検基準に適合していると認められていること。
- 9 防火管理者選任(解任)届出がされていること。
- 10 消防計画作成(変更)届出がされていること。
- 11 防火管理業務の一部委託について、所定の事項が消防計画に 定められていること。
- 12 権原の範囲が消防計画に定められていること。
- 13 地震防災対策強化地域内にある場合は、所定の事項が消防計画に定められていること。
- 14 消防計画に定められている事項が適切に実施されていること。
- 15 防災センターの従事者が所定の講習を受講していること。
- 16 消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。
- 17 消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。
- 18 共同防火管理協議事項が定められ、届出されていること。
- 19 避難上必要な施設及び防火戸について適切に管理されていること。
- 20 防炎対象物品に防炎性能を有している旨の表示が付されていること。
- 21 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出がされていること。
- 22 消防用設備等が技術基準に従って設置、維持されていること。
- 23 消防用設備等の設置の届出がされ、検査を受けていること。
- 24 消防用設備等の点検及び報告が適切に実施されていること。
- 25 その他市町村長が定める基準に適合していること。

旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進

防火安全室

防火対象物の表示、公表制度については、「防火対象物にかかる表示、公表制度の実施について(通知)」(昭和56年5月15日付け消防予第111号消防庁次長通知)及び「防火基準適合表示制度の適用防火対象物の拡大について(通知)」(昭和58年3月31日付け消防予第47号消防庁次長通知)(以下「適マーク通知」という。)に基づき実施してきました。しかし、昨年4月に成立した消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)により、措置命令等を行った場合の公示制度(平成14年10月25日施行)及び防火対象物定期点検報告制度における防火優良認定証及び防火基準点検済証の表示制度(平成15年10月1日施行)が導入され、防火対象物の公示及び表示の法制度化が図られたため、適マーク通知は、平成15年9月30日をもって廃止します。

これに伴い、旅館ホテル等については、いわゆる 「適マーク」が国民に十分浸透していること、適マーク 通知に基づく消防機関の指導と旅館ホテル等の関係者 の協力により防火安全対策の推進に高い成果を上げたことを踏まえ、上記の法制度化に係る措置に加え、次の(1)及び(2)の制度により、引き続き旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進を図ることとしました。

(1)暫定適マーク制度

平成15年9月30日時点で適マークが交付されている 旅館ホテル等については、3年間に限り(平成18年9 月30日まで)引き続き適マークの交付を行う。

(2)自主点検報告表示制度

適マーク通知の対象であったもので、防火対象物定 期点検報告制度の対象外となる旅館ホテル等について は、自主点検の結果が良好なものに限り、「防火自主点 検済証」を表示することができる。

なお、これらの防火安全対策については、消防庁次 長通知「改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防 火安全対策の推進等について」(平成14年12月24日付け 消防安第132号)を、全国の消防機関に発出しました。

(各表示制度の基準に適合した場合、この表のマークを表示することができる。)

	1.5(/),	削反の季年に週	<u>п 0 /С-» п (</u>		いすることがてさる。	,	
奺	対象区分			~平成15年9月30日	平成15年10月1日~平成 (暫定適マークとその他のマ		平成18年10月1日~
		防火対象物	特例認定 対象	(適マーク)	(暫定適マーク)	SAFETY STATE OF STATE	SAFETY STATE OF STATE
	適マーク対象	定期点検報告制度対象	定期点検 報告対象			MXESERSE SAFETY	MXESARAH SAFETY
		防火自主点検			1	未定(2)	未定(2)

- 1 平成15年9月30日現在において適マークが交付されているものが対象となる。
- 2 マークについては、追って通知の予定。

林野火災に対する警戒の強化

防災課

林野火災は、毎年、春先を中心に全国各地で多発しています。林野火災は、乾燥注意報や強風注意報が発令されている気象条件下では、一旦発生すると焼損面積が広範囲に及ぶ危険性があり、消防水利の不足や道路状況などの地理的・地形的条件から消火活動が困難となる場合が多くあります。

平成14年中に発生した林野火災で、消防庁に報告さ れた焼損面積10ha(100,000㎡)以上または空中消火のた めにヘリコプターが出動したものは149件ありました。 その内3月1日から4月30日までの2ヶ月間に報告さ れた林野火災は78件と年間の半数以上を占めています ((注)数値は、今後の調査で変動することがあります)。 また、平成13年中に発生した林野火災を出火原因別に みると、たき火・たばこ・火入れなど人為的な原因に よるものが全体の53.3%を占めています。このため消 防庁では、春先において林野庁と共同で、春季火災予 防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火 事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるな どさまざまな広報活動を通じて、林野火災防止の普及 啓発に努めています。登山やドライブの目的で入山す る場合には、たばこの投げ捨てやたき火の不始末など をしないようにマナーの向上に努めることが必要であ るほか、火入れを行う場合には、事前に消防機関に届 出を行い、気象情報や周囲の可燃物の状況に注意して、

火から目を離さないようにするなどの十分な管理を行 う必要があります。

林野火災の消火活動については、まず発生市町村が 対応をすることになりますが、大規模な林野火災が発 生した場合には、近隣市町村の消防職員・消防団員が 応援出動するなど広域的な対応を行うことで被害抑制 を図っています。また、消防庁では、消防・防災ヘリ コプターによる空中消火についても初期の段階から積 極的に実施するよう都道府県及び消防機関に要請して います。

また、消防庁では、平成14年度に「林野火災対策に係る調査研究会」を林野庁と共同で開催し、林野火災の発生及び対策に関わる実態調査を実施するなど、予防対策、消火活動におけるヘリコプターの効果的利用を中心に検討し、その成果を地方公共団体に提供し林野火災対策の充実強化を図っていくこととしています。

林野火災によって焼失した森林の回復には、長い年 月と多くの労力、経費を必要とします。また、消失し た森林は、山間部の保水能力の低下を招くだけでなく 台風や集中豪雨などの大雨による土砂災害を引き起こ す遠因にもなります。

林野火災は、一人ひとりの注意でその発生を抑制することができます。貴重な財産を守るために林野における火気の取り扱いには十分気をつけましょう。



香川県丸亀市本島大浦地区林野火災跡地遠景

地震に対する日常の備え

震災対策室

地震はいつどこで発生するかわかりません。平成12年には、有珠山や伊豆諸島の群発地震、鳥取県西部地震、平成13年には、芸予地震と続けて大きな被害を伴う大規模地震が発生しました。また、100年から150年の間隔で発生している東海地震や東南海・南海地震などの巨大地震の発生も懸念されています。このような大規模地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。

そのためには、みなさんが日頃から地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるよう、正 しい防災知識を身につけておくことが必要です。

そこで、次のようなことを、普段から心がけ、いざというときに迅速な行動ができるようにしておきましょう。

家庭の防災会議

大規模地震のとき、あわてずに行動できるように、 普段から次のようなことを話し合い、それぞれの役割 分担を決めておきましょう。

例えば、家の中のどこが一番安全か、救急薬品や火気などの点検、幼児や老人の避難の援助、避難場所、避難経路はどこにあるか、避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか、昼間など家族全員が揃っていない場合の分担はどうするか、などです。

また、家族が会社、学校、買い物など別々の場所で 地震にあった場合の連絡方法や最終的な避難場所も決 めておき、これらを記入した避難カードを作成し、各 自携帯しましょう。

非常持出品の準備

避難場所での生活に最低限必要な物を準備し、また、 負傷したときに応急手当ができるように、応急医療品 などもリュックサックや非常持出袋に入れて、いつで も持ち出せる場所に備えておきましょう。

・非常持出袋は、目安として男性で15kg以下、女性で10kg以下にまとめるのが良いとされています。

消火器などの備え

- ・万一の出火に備えて、消火器や消火用三角バケツなどをすぐに使える場所に用意したり、風呂の水はいつも溜めておくように心がけましょう。
- ・火災が発生した時に避難や消火が適切にできるよう、 防災訓練などに参加して、消火器の使い方になれて おきましょう。
- ・夜間の避難のための懐中電灯、床に飛散したガラス によるけがなどを防ぐために厚手のスリッパや運動 靴を用意しておくのも良いでしょう。

地震 そのときの、10のポイント

- 1 グラッときたら身の安全
- 2 すばやい消火、火の始末
- 3 窓や戸を開け、出口を確保
- 4 落下物、あわてて外に飛び出さない
- 5 室内のガラスの破片に気をつけよう
- 6 協力しあって救出・救護
- 7 門や塀には近寄らない
- 8 確かめ合おう、我が家の安全、隣の安否
- 9 避難の前に安全確認、電気・ガス
- 10 正しい情報、確かな行動

独立行政法人消防研究所一般公開

独立行政法人消防研究所

独立行政法人消防研究所では、平成15年度科学技術 週間(4月14日(月)~20日(日))における行事の一環と して、下記のとおり一般公開を行います。

1 概要

消防研究所において行っている消防防災の科学技術 に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容 について、実験の実施、写真・パネルの展示、ビデオ 放映等により紹介します。

2 公開予定項目一覧

タイトル	形態
情報公開コーナー	展示
ウォーターミストによる消火	実演
刊行物紹介コーナー	展示
感知通報研究グループ展示	展示
救急研究グループ展示	展示・実演
X線CT装置関係展示	展示
リアルタイム地震防災情報システム	展示・実演
走査型電子顕微鏡によるミクロの世界	実演
林野火災発生危険度・拡大予測システム	展示
サーマルマネキンによる消防隊用防火服の耐熱性能の評価	実演
深層地下施設における階段室内の煙流動性状に関 する研究	展示
仮想現実災害体験シミュレータ装置の紹介	実演
動物性飼料の火災危険性評価試験	展示
ウォーターミストによる消火	展示
アルカリ金属の火災安全技術	展示

3 日時 平成15年4月18日(日)10:00~16:00

4 場所

一記

〒181-8633 東京都三鷹市中原三丁目14番 1号 独立行政法人消防研究所

- 5 対象 一般(入場無料)
- 6 **問い合わせ先**

独立行政法人消防研究所研究企画部

電話:0422-44-8331(内線136,137,164,131)

7 交通アクセス



東京大学大学院に消防防災科学技術寄付講座の設置

独立行政法人消防研究所

平成15年2月1日から、東京大学大学院工学系研究科に「消防防災科学技術寄付講座」が設置されました。本寄付講座では、効果的な消防防災対策の構築、総合的な防災安全工学の発展のために、大学、民間、公共団体を問わず幅広く人材を集め、多様な科学技術分野の知識を集約し、また必要に応じて人文系領域からの支援も得て、既存の単独の学科、学問体系だけでは構

成しにくいとされる"総合的防災安全学講座"を目指すことと聞いています。

消防研究所としましては、関沢 愛 上席研究官を客員教授として併任させるなど、研究分野等において積極的に協力して行くこととしています。

なお、本寄付講座においては、次のような総合的、 実践的な課題に対して研究活動を検討しているとのこ とです。

- (1) 市町村の消防防災機関、あるいは消防行政における る 喫緊の課題に関する 支援的研究
- (2)防火・防災分野におけるリスク分析、リスクコミュニケーションに関する研究
- (3)超高層・大規模ビル、大深度空間、長大トンネル 等、特殊な対象物の防火防災、避難の研究など本寄 付講座では、消防機関等からの研究生の受け入れ、 消防防災に係る公開講座や研究会の開催を予定して

います。

問い合わせ先

東京大学大学院工学系研究科

消防防災科学技術寄付講座

客員教授:関沢 愛

助 手:海老原 学

〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1

TEL 03-5841-7287(直通) FAX 03-5841-7279(共通)

1月の主な通知

発番号	日 付	あ て 先	発信者	標題
消防予第1号	平成15年1月6日	各都道府県知事	消防庁長官	平成15年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第4号	平成15年1月6日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	平成15年春季全国火災予防運動実施要網の取扱いについて
消防安第1号	平成15年1月6日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	一斉立入検査を実施した小規模雑居ビルの違反是正等の状況 等の調査について
消防予第8号	平成15年1月8日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	避難器具に係る技術上の基準の改正に伴う消防法令の運用について
消防災第12号	平成15年1月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	平成15年住宅・土地統計調査単位設定に係る協力依頼について
消防予第32号	平成15年1月29日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の点検時の安全対 策について
消防消第16号	平成15年1月31日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災等施設整備費補助金交付要綱及び消防防災等設備 整備費補助金交付要綱の一部改正について
消防安第3号			消防庁防火安全室長	
消防危第10号			消防庁危険物保安室長	 緊急地域雇用創出特別基金事業の具体的追加及び事業実施
消防災第47号	平成15年1月31日	各都道府県消防主管部長	消防庁防災課長	
消防情第18号			消防庁防災情報室長	1八ルツ副耳以积に フレーに
消防救第34号			消防庁救急救助課長	

消防庁人事

氏	名	新	IB			
佐藤	建五	併任 防災課課長補佐	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課危険物保安室 課長補佐 併任 消防課課長補佐			

広報テーマ

3片

少年消防クラブ活動への理解 と参加の呼びかけ 防災課 春の行楽期における火災の被害防止 予防課 4月

防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 《特例認定の事前手続き期間の周知》 防火安全室 自主点検報告表示制度(仮称)のお知らせ 《適マークの変更の周知》 防火安全室 林野火災の防止 防災課 地震に対する日常の備え 震災対策室



編集発行/消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2(〒100-8927)

話 03 - 5253 - 5111

ホームページ http://www.fdma.go.jp

編集協力/観ぎようせい